

# 北海道景観審議会

## 第 50 回会議 議事録

と き 令和 3 年(2021 年) 3 月 26 日 (金)  
13 時 00 分～14 時 45 分  
ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目  
かでの 2・7 1010 会議室  
※Zoom によるオンライン開催



出席委員 (R 3. 3. 26)

愛甲 哲也  
秋山 敦子  
大西 希  
小篠 隆生  
岸本 太樹  
高橋 真美  
中村 真実  
西田 郁子  
二宮 直輝  
長谷山 裕一  
松田 裕子  
村田 周一  
村田 徹哉  
森 朋子

計 14 名

## 1 開会

○伊藤課長補佐 ただいまから、第 50 回北海道景観審査会を開催いたします。

本日はお忙しい中御参加いただき、ありがとうございます。私は本日進行を務めさせていただきます、北海道建設部まちづくり局都市計画課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止ためオンライン開催とさせていただきますことを御了承願います。

初めに、本日は委員総数 15 名中 14 名の委員の出席となっておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規程による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは開会にあたり、北海道建設部まちづくり局角原都市計画課長から御挨拶申し上げます。

○角原都市計画課長 建設部まちづくり局都市計画課長の角原でございます。

本日は当審議では初めてのオンライン開催に御参加いただき、誠にありがとうございます。今年度の審議会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6 月は書面開会、8 月ではマスク着用などの対策を講じた開催、そしてこの度はオンライン開会と、委員の皆さまには御不便おかけしますが、御了承くださいますようお願い申し上げます。

さて、今年度は当審議会の改選期でございます、10 月 1 日より新たに公募委員 2 名に御就任いただいております。

本日の審議会では、公募委員改選により、欠員となっております「審査部会員の指名」のほか、「規則等の一部改正について」、「令和 2 年度における庁内連携の取組について」、「北海道における景観の在り方について」、以上 4 点につきまして、忌憚のない御意見をくださいますようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成のため、お力添えをいただくことに心から感謝申し上げます、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○伊藤課長補佐 ただいま課長の挨拶がございましたが、当委員会の公募委員は任期満了のため、昨年 11 月 1 日付けで改選しております。ここで新たに公募委員に就任されましたお二方を御紹介させていただきます。

初めに、雑貨 Style を経営されております中村真実委員でございます。

○中村委員 どうぞよろしくお願いたします。

○伊藤課長補佐 続きまして、株式会社ヒューマンタイド代表取締役、西田郁子委員でご

ございます。

○西田委員 はい、よろしくお願いいたします。

○伊藤課長補佐 よろしくお願ひします。

次に、本日の日程でございますが、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます、14時45分を終了予定と考えておりますので、御協力くださいますようお願いいたします。

それでは事前配布しております資料を確認させていただきます。お配りしてるものは、次第がございまして、資料1、資料2、資料3、資料4となっております。不足してるものはございませんでしょうか。不足がございましたらお申し付けいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事進行は小篠会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小篠会長 はい。皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

開催にあたって接続テストをしたりなどの準備をしながら、何とか開催することができました。

今日は少し時間が短いですが、皆さまと景観についての審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その前に、報道機関の方がいらっしゃれば、これからの審議については録音や撮影は御遠慮していただければと思います。

新たに公募委員に就任されました、西田委員と中村委員については、今後ともよろしくお願いいたします。今日はZoom越しになってしまいましたが、次回は対面でやりたいと思っておりますので、是非、御協力よろしくお願いいたします。

ただ、Zoomだと出席率が良いという利点も、考えなければならぬのですがね。

## 2 議事

### (1) 議案第1号 部会員の指名について

○小篠会長 それでは、まず、議事1の議案第1号「部会員の指名」に入ります。

昨年10月に公募委員を改選となり、その時に審査部会委員が1名欠員になっておりますので、まず先に部会について、事務局から資料に基づいて説明をお願いします。

○後藤景観係長 事務局の景観を担当しています後藤です。よろしくお願いいたします。

先にお送りしてあります資料1のパワーポイント、こちらの資料に基づき、御説明させていただきます。

昨年10月に、公募委員の改選に伴い、審査部会員一名が欠員になっているため、部会員一名を会長が指名いたします。

まず「審査部会」と「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」、こちらの2つが当審議会の部会でございます。

「審査部会」につきましては、前回の審議会にて御説明しましたが、簡単に御説明いたします。審査部会は、景観法に基づく勧告や命令を行おうとする場合、北海道景観条例第24条の規定に基づき、審議会の意見を聞くこととしており、その意見を聞く部会として「審査部会」を設置し、部会員5名を決めております。5名の部会員の意見を聞き、勧告や命令を行うのか、若しくは支障が無いのかを判断いたします。

現在、審査部会員は、部会長は小篠会長、副部会長は愛甲委員、部会員として岸本委員、森委員、そして1名となっております。

「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」につきましては、こちらに記載しています内容を御確認願います。

以上です。

○小篠会長 はい、御説明どうもありがとうございました。

部会員は、景観条例第36条第3項に基づいて、会長が指名するということになっており、私の方から指名させていただきたいと思います。西田委員にお願いしたいのですがいかがですか。

○西田委員 はい。よろしく願いいたします。

○小篠会長 それでは西田委員にお願いします。

資料にもございましたけれども、特別部会の方については欠員がございませんので、新たな指名は無いということです。

## (2)報告 規則等の一部改正について

○小篠会長 まず、議案第1号は終わりになりますけれど、次に報告事項の1番目「規則等の一部改正について」です。これについて、事務局から御報告をお願いします。

○後藤景観係長 はい。事務局です。規則等の一部改正につきまして、資料2にて御説明します。

新聞やテレビの報道等で、既にご存じかと思いますが、道の押印・書面規制・対面規制の見直しに基づき、景観・広告につきましても一部改正を行います。

まず、押印の見直しにつきましては、道の権限で見直し可能なものは原則押印の廃止、書面規制は、書面による提出を義務づけをしているものは、電子メールなどでの申請も可

能とする見直しを行い、その他に対面規制の見直しにつきましても行っております。これら3つの見直しに基づき改正を行われています。

まず景観法に関して、私の方から御説明いたします。

景観法の届出に基づく事務手続きにつきましては、2項目の見直しを行います。こちらは、北海道景観条例第20条に規定する行為の届出等に係る「景観法施行細則第3条」の様式の一部で、押印を求めているもの、書面に関して正副2部求めているものを見直しました。

また、この改正にあわせて、事務手続きに関する「景観法に基づく行為の届出等に係る事務処理要領」も見直し、円滑に事務手続きが行えるように改正しております。

次にその改正内容についてですが、「景観法施行細則第3条」に規定しています届出の際の押印及び自署を省略しております。

もう一点が、書類を正副2部提出することを義務づけていましたが、改正後は、書類として出す場合は1部、もしくは電子メールでの提出を可能とした改定を行いました。

この改正にあわせて、「景観法に基づく届出等に係る事務処理要領」を一部改正し、市町村への意見照会をメールでの意見照会も可能とし、市町村は意見等がない場合は回答不要として、事務処理が円滑に進むように見直しを行っております。

景観につきましては、以上です。

○前川主査 広告を担当しております、事務局の前川です。

資料2の最後の1ページで説明します。

まず、屋外広告物条例の申請時の見直しですが、1番として、これは全庁的にやっておりますので、先ほどの景観の手続きと同じ考え方で行っています。

2番として、今回見直しの対象は、屋外広告物条例に基づき、道に対して提出される屋外広告物許可、屋外広告業者の登録、屋外広告物出願者や広告業登録事項の変更の届出などです。

3番として、見直し対応状況です。

出願者等から出される申請書、届出書等への押印を廃止することとしており、来年度から始めるように今手続きを進めています。具体的には、条例ではなく、一つ下の北海道屋外広告物条例施行規則で書式を定めていますので、施行規則の一部改正によって、押印を廃止する予定です。

次に(2)の書面規制の見直しです。

ここは景観と異なり、屋外広告物許可の申請や屋外広告業の登録では、手数料として出願者の方が北海道収入証紙を購入し、それを納めていただいています。

基本、書面規制は電子メールによることなのですが、現状では証紙を電子メールで流す

ことは出来ませんので、これについてはそのままです。現在、道の会計部局で、公金収納のキャッシュレス化の検討も進めていまして、その開始時期を踏まえた上で、書面規制の廃止を検討することとしております。

(3)の対面規制の見直しは、道に対する持参による提出等の義務を課していないので、見直しの対象外であり、見直しは行いません。

以上でございます。

○小篠会長 はい。という御説明でしたけれども、後藤係長、これはもうすでに改正して、行ってるということですか。

○後藤景観係長 よろしいでしょうか。令和3年4月1日からの施行となります。

○小篠会長 そういうことですね。

このような御説明がありました。これについて何か御質問や御意見ございましたら委員の方々からお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

はい、御意見もないようです。ありがとうございました。次の議事に移らせていただきたいと思います。

## (2)報告 道内市町村における景観行政団体への移行状況について

○小篠会長 2つ目ですが、こちらも報告事項で、道内市町村における景観行政団体への移行状況についてです。これも毎回、御報告をいただいておりますが、色々と動きがあったようなので、御報告をいただきたいと思います。

これも、事務局の方からお願いします。

○後藤景観係長 はい。事務局から御説明いたします。

資料につきましては、資料3、A4の裏表で記載しておりますこちらの資料で御説明します。

道内における景観行政団体の移行状況ということで、道内179市町村がございますが、平成29年までは道内の景観行政団体は19市町村でしたが、昨年度、富良野市、伊達市の2市が移行しており、4月1日より洞爺湖町、5月1日より千歳市が移行する予定であり、計21市町村が景観行政団体に移行することとなっております。

ここ最近、景観行政団体への移行が活発化しているように見えますが、今回、伊達市、洞爺湖町及び千歳市の3市町、既に景観行政団体であった函館市も合わせた4市町が、世界遺産登録「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関連です。縄文遺跡の本体につきましては、文化財法で守られているのですが、その周辺の緩衝地帯を守る手立てとして、文化審より景観計画による保全を行うようとの意見があり、この度、景観行政団体への移行すること



となっております。

北東北でも同様に、景観行政団体に移行して景観計画による保全を進めており、北海道でも、景観行政団体である函館市は景観計画の変更、伊達市、洞爺湖町、千歳市は、新たに景観行政団体に移行するために、景観条例を制定し、その後に景観計画を策定して、保全していくという流れになっております。

北海道の取組としましては、こちらの資料4ページ目になります。景観行政団体に移行に係る支援ということで、条例第9条に基づき助言等を行い、短期間での取組でしたが、3市町が景観行政団体に移行するための御協力させていただきました。

この3市町が今回、景観行政団体に移行しますので、全部で21市町村という状況であります。

また、前回の審議会にて御報告させていただきましたが、今後、倶知安町、弟子屈町、中富良野町、外1市町村が景観行政団体への移行に向けて活発に取り組んでおります。

道としましても、協力の要請等がございましたら対応し、景観行政団体への移行に御協力していきたいと考えております。

参考としまして、裏の3ページ目に北海道の地図を載せております。白地のところが、現在、景観行政団体の市町村でございます。

大きな動きとして、景観行政団体へ移行している市町村数から確認できますが、外資系による土地の乱開発を抑制するため、その他にまちづくりのため、自然環境を保全していくという流れの中で、ここ数年、景観法を用いた保全を検討している市町村が増えているという状況があります。

以上です。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。

これについて、何か御意見や御質問ございますでしょうか。

最近にわかに増えてきているところですね。2年前ぐらいまでは伸び悩んでいて、審議会でも、もっと活発化していかないといけないと言っていたのですが、最近はどんどん増えてるという実態です。もう少しこの辺聞いてみたいなど、どなた御質問ございますか。

倶知安町、弟子屈町、中富良野町はどういう理由で景観行政団体へ移行しようとしているのでしょうか。

○後藤景観係長 はい、事務局です。

まず、倶知安町につきましては、新聞報道で目にしていると思いますが、外資系のホテル等の乱開発を抑制していくための手段の一つとしての動きがあります。倶知安町は、早くから景観を意識された町であり、早くに景観を保全するために景観地区、都市計画を決

定しています。乱開発等を抑制して景観を保全していくことも含めまちづくりを考え、景観行政団体への移行を進めております。

弟子屈町は、環境省が事業を行っており、昨年は廃屋の撤去なども行っております。自然環境を保全していくため、景観行政団体に移行を目指して取り組んでいる流れであります。

続きまして、中富良野町は、富良野市など周辺の市町村が景観行政団体であり、同様に景観を保全していく動きがあります。中富良野町は都市計画がない地域であり、景観を保全していくための方向性などを検討をしており、今後、町や景観を保全していく仕組みを考えていくこととなっています。

以上です。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。長谷山委員どうぞ。

○長谷山委員 こんにちは。先ほどのお話にもありましたとおり、現在縄文の関係で、今年の7月には景観計画改正するという流れでございます。

先ほど倶知安町のお話がありましたが、3ページの資料見ると、北海道の景観計画の中では、広域景観形成推進地域に倶知安町も入ってるようですが、倶知安町が今回景観行政団体に移行されるとなった場合には、倶知安町が、その後地域から抜けるのか、入ったまま計画を作っていくのか、その辺の関係はどのようになるのか教えていただければと思います。

○後藤景観係長 よろしいでしょうか。

あくまでも、北海道としましては、広域景観形成推進地域としまして、羊蹄山麓を中心としたそのエリアに含むという形にはなりません。

ただし、景観行政団体に移行し、そこで新たな景観形成基準を設けるので、そこではより厳しい基準になるかと思しますので、倶知安町の基準を用いて保全をしていくという形になります。

○長谷山委員 長谷山です。

そうすると、先ほどのお話ですと、倶知安町で新たによりきつい規制がかかるとなれば、羊蹄山麓の規制がかかったままで、その上に倶知安町独自の規制を図るというふうに考えてよろしいでしょうか。

○後藤景観係長 よろしいでしょうか。羊蹄山麓を中心とした広域景観形成推進地域を定めた指針ですから、実際、そのエリアの位置づけは変えずに、倶知安町にて現在の道で定めた基準以上のより規制を定めると考えています。

景観計画区域としましては、北海道の地域から除外されますので、倶知安町につきましては、考え方・方向性の位置づけは残しますが、基準等はあくまで倶知安町の基準を用い

て保全していくこととなります。広域観点の部分だけを残し、整理していくこととなります。

現状としましても、ニセコ町は北海道の区域ではありますが、独自条例を持っており、北海道よりも厳しい基準を持って取り組んでいます。道から適用除外としていますが、エリアの考え方等は、北海道で定めた指針等に基づいて取組を行っております。

以上です。

○小篠会長 よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。はい。松田さんどうぞ。

○松田委員 私はニセコ町在住ですので、一言、言わせていただきます。倶知安町もニセコ町もそうですけれど、倶知安町といえど、ヒラフ地域と町内かは全く別の感覚になりますので、やはり、その状況に合わせた条例はつくっていくべきかと思います。

観光地だと、観光地らしいものの条例であり、町村ごとの状況を踏まえた上で、地域の条例を作った方がより有効になると思います。

以上です。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。

そういう意味でダブルに、オーバーレイしていくような形で、景観を守っていくような取り組みになって構わないという御意見ですね。それを倶知安町も実践しようとしているというふうに理解すればいいのかなと思います。

よろしいでしょうか。他にはございますか。

それでは、この件も、報告ということでしたので、次に移らせていただきたいと思います。

### (3)その他 景観形成と関係施策との連携について

○小篠会長 続きまして、3つ目になりますが、景観形成と関連施策との連携についてです。

公募委員のお二人は初めてですが、ずっとこの審議会の方で進めているものの一つになりますけれど、まずは御説明をお願いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○後藤景観係長 はい、事務局です。こちらの資料4にて御説明させていただきます。

景観形成と関連施策との連携につきましては、令和2年度の実施状況について状況報告をさせていただきます。

資料の1枚目下段です。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響を受けて、通常業

務の増加、会議等の延期や中止、オンライン開催という状況になっております。

当課だけで無く、連携先につきましても同様であり、今年度は調整していくことが困難な状況になり、実績がないまま、年度を終えてしまう状況であることを御報告させていただきます。

詳細につきましては、庁内連携会議にて来年度の計画と今年度の実施を整理した上で、審議会の皆さまには御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料に添付していますのは、令和2年度の計画等の資料です。連携に向けて計画していたものがあつたのですが、コロナの影響により実施できなかったのもので、関係部署・関係事業と試行錯誤しながら、来年度に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。

これは、私どもの審議会の方で、景観形成ビジョンを見直して、その見直しの中で、どういうふう景観形成の動きを支援していくのかということ、かなり大きなウエイトを占めるものです。

道の他のセクションがやっている施策を、景観部局や専門家がどうやって支援していくのかという取り組みだったのですが、昨年状況では、中々そういう取り組みが実施出来なかったということです。

これは、来年度に引き継いで実施可能性のあるところはやっていくという位置付けにしてるといふことでしょうか。今年度やろうとして出来なかったことを来年度引き続いてやっていこうという状況でございます。

これについて、御意見、御質問等があればお伺いしたいと思います。

事務局の方で頑張ってください、色々情報を集め、少し景観のセクションの方から説明をしたり、他の部局でやっている景観に関する取組に対して、こちらから出向いて説明をしたりすることによって、理解が促進されたという経緯は、昨年度にいくつかの事例を報告させていただいております。そういうものが発展していけばいいということ、審議会の中でも、皆さんに御意見いただいております。

それをさらにもう少し情報発信しながらやっていきたいと思いますという話があつたのですが、その辺が今ストップしてるという状況ですがよろしいでしょうか。

次の議題にも少し関連するので、もしなければ、次に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

### (3)その他 北海道における景観の在り方について

○小篠会長 それでは、次の議題、これは北海道における景観の在り方についてということで、事前に、皆さま方にお知らせしている案件ですが、それつきまして、まず、事務局より御説明を願いたいと思います。

○後藤景観係長 事務局より御説明させていただきます。資料5ですが、こちらで御説明させていただきます。

北海道を取り巻く社会経済情勢の変化ということで、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、働く方々の勤務形態、会議やイベントがオンライン化、観光や飲食店などのオンライン化やデリバリーなどライフスタイルにも変化がおきています。

こういったことを踏まえて、人の動きも変わりつつ、ライフスタイルも変わっていく中で、これから先の社会動向も見据えた「景観」について、会長の方から御提案があり、景観審議会の都市計画や森林、文化や観光であったり、幅広い分野の視点で、委員の皆様から御意見をいただきながら、課題や問題点、その対策などを、今後の計画に反映していきたいと考えております。

今、御説明した内容をまとめたものを整理したフローにまとめています。景観における課題や問題について御意見をいただき、それらを取組に反映していくことで、より景観の取組を推進していくための方向性を決めていく流れになっております。

是非、御意見等をよろしく申し上げます。

以上です。

○小篠会長 はい。ありがとうございます。

ということで、事前に皆さま方にも意見の照会が行っているかと思えます。

この状況の中で、それぞれ委員の方々には色々と思うところあるかと思えますし、先ほどの道の様々な施策がコロナ禍の中でストップすることもあり、一方で、私たちの行動の制限や、それに伴った生活スタイルの変化などもあり、景観というものをどう見ていくのかが、ちょっと変わってきてるかもしれない。

例えば、わかりやすい話でいうと、観光などの取り組みの仕方も大きく変わってくる中で、生活の中で、生活環境の事態をどう考えていくのかということに、視点が大きく変化していて、リモートワーク等をしながら、自分の周りの身近な生活に、皆さま方の情報は結構集中してきているというところも、大きな社会状況の変化であるのかなと思う。

景観という、特に北海道の場合、自然景観など、そちらの方向に向く流れもあったわけですが、そういうところではなく、もっと身近な生活環境のようなところに景観が入ってきているという見方もあるかもしれない。

そのようなことも思うものですから、少しこのような話を投げかけて、残りの時間を使

って、皆さまからの御意見をいただければと思っております。

ざっくばらんで結構ですので、考えてきたことを御披露していただければと思います。挙手していただいて御発言ください。

はい。松田さん、お願いします。

○松田委員 最初に、私が前から非常に心配していたのが、外資による乱開発の件なのですが、もうニセコエリアだけでなく富良野も買収されてまして、これは全道的に広がっていきたくらいだと思います。

今、景観にあまり関与しない地域に関しては、最低限の法律はあると思うのですが、そこをどう北海道の全体の基本計画の下に、どう守っていくのか。

そしてその外資は、ある面では投資として次のところに売ってしまうことで、最初の方は、この条例に関してはOKだけれど、次の人がこれは知らないというふうなことになったりですとか、問題が出てくると思います。

都市計画をするにしても、外資がたくさん買ったおかげで、まちづくりがなかなかうまく進まないという状況もありますし、美しい農村風景をどう守っていくのか、そこら辺私としては、外資を目の前にしていますので、非常に、北海道全体を危惧しているところですね。

○小篠会長 はい。ありがとうございます。

それでさっき長谷山さんがお話ししていたような、羊蹄山麓の広域景観に取り組んでる市町村の中で倶知安町が景観行政団体に移行するみたいな形で、やはり危機感持っていたらいいですね。

倶知安町の場合は、都市計画もあって、また、準都市計画とあって、都市計画区域以外のところにも制限をかけているのですが、それでも、土地を買われて、開発をしていくということが起きている。

その状態を、やはり景観という立場からもう少しコントロールすることが出来ないのかということは課題であるわけですね。

その辺が、先ほどの景観行政団体への移行の動きとうまく連動してくると良いのかなと思っております。

なので、今、松田委員が言われたことは、これも中々まだ実行できてないんですけども、この審議会に、景観行政団体に最近移行した市町村に、勉強会という形で出席してもらい、以前やっていますが、審議会のあとに勉強会という形で、少し実情を話してもらいながら、問題が起きていけば、そこをどうクリアしていけばいいかをお話をしていくということはあるかなと思っております。

このトピックについて、ほかにも御意見があれば是非お願いしたいと思っておりますがいかが

でしょうか。

森先生どうぞ。

○森委員 はい。札幌市立大学の森です。よろしくお願いします。

こちらに来まして、約3年経つのですが、今のお話のような懸念というのはあるんだろうなとだんだん実感を持って参りました。

それで先ほどの景観行政団体への移行ともリンクするんですが、実は私弟子屈町の景観計画の委員会に属しておりまして、そこではやはり自然・観光地のことや、町域を3つぐらいのゾーンに分けて考えていきたいと思いますという話をしております。

やはり、弟子屈町でやるにはその中だけになっちゃうんですけども、例えば観光で来たとしても、領域の線なんていうのは観光客にはわかりませんし、国立公園は大きく繋がっているわけで、隣の釧路市は、すでに景観計画を立てられているということもあります。

中富良野町が、富良野市があるので、景観行政団体に移行するというように、連鎖をしているという状況だと思います。

やはり、北海道のこういった審議会の中では、一つ一つだけというふうに見るのではなく、もう少しつなげてみるという視点がやはり重要だと思います。

例えば道路ですが、どこかの眺望から見た時に、電柱や電線が入るところが見受けられて、そういったところは、市町村だけで解決する問題でもなくて、やはり大きく捉えて景観を守っていくということも、一方では重要なことだと思っております。

乱開発の視点から広がってしまいましたけど、以上です。

○小篠会長 ありがとうございます。

一つの市町村域だけで考えていくよりもやはり広域的に、周辺市町村と一体となった形で、景観をどうコントロールするかという視点は必要だろうというお話ですね。

一つの市町村で、きつくコントロールかけろということも一方で必要だけど、広域で考えていないところは、今まで広域でも考えていくことはやれてなかったもので、隣同士の市町村域で連携しながら、何かルールづくりを考えたりも必要になってくるんじゃないかということですよ。

愛甲副会長、どうぞ。

○愛甲副会長 はい。今の国立公園の話が出たので、幾つかほかの点も含めて話てもいいですか。

国立公園について、つい先日、自然公園法改正について閣議決定がされました。

報道では餌付けのことがかなり大きく報道されてますが、実は今回の自然公園法の改正でもう一つポイントになっているのが、大西委員の方が詳しいかもしれませんが、い

いわゆる温泉地等に代表されるような国立公園の中にある集団施設地区についてです。

これまでは環境省が公園計画を定めていたところ、そういう集団施設地区などの景観、特に今日話題にもなっている弟子屈町で大きく問題になっているのが、廃屋の問題、廃業された温泉という廃屋を中々撤去出来ないという問題がありました。

それを、市町村が中心となる協議会を作ってマスタープランを作れば、審議会に上げなくても、公園事業の変更などを協議会の場で決めることが出来るという風に、ボトムアップ型に変更するというかなり大きな法律の改正が行われています。

それによって、より景観の良い場所を作って、投資も呼び込むという腹も環境省の方であるわけですが、そのというような面とも、実は関連していると考えないといけないというのが一つあります。

それと、自然公園関係でいうと、新しい国定公園が厚岸町に誕生します。

そろそろ告示されるはずですが、厚岸霧多布昆布森国定公園ということで、基本的には自然景観が主要な場所ですけど、別寒別牛湿原という、これまで保護の網がかかっていなかった場所を自然公園に入れて、国定公園に昇格するということでもあります。

それから、もう一つ大きいのが、日高山脈・えりも地域を国立公園にするというのがあります。

現在計画されてる区域が国立公園化されると、大雪山よりも大きい、日本最大の国立公園が日高山脈地域に誕生するというので、現在、裾野の部分をどこまで広げて拡張するかという検討が土地所有者と環境省の方で行われてまして、こちらもその周辺の区域で、景観の形成や規制に大きな影響を与える可能性があって、今後の公園計画がどういうふうに定められるかというところは注目していくべき点だと思います。

続けてもう一つは話させていただくと、これも自然保護地域関係ですが、今 OECM というのが保護地域関係で議論になっております。

これは何かというと、生物多様性条約が愛知ターゲットというのが 2020 年に終わり、保護地域を増やそうとやってきたわけですが、中々それがうまくいかず、だけど次のポスト愛知ターゲットの議論は、締約国会議とかでやっていますが、そこでは 30%、陸域の保護地域を世界中で増やそうというかなり野心的な目標を掲げております。

しかし、既存の国立公園とかだけを重ねても、30%いかないの、どうするかというと、OECM は「Other Area based Effective Conservation Measures」という言葉の略語なのですが、要は、これまでは自然保護地域とは考えられていなかった区域を自然保護地域とみなして、数のカウントに入れてしおうという考え方になります。

この中には、要は、景観を守る区域や、都市計画区域内で、自然保護を目的とはしていないが、結果的にその土地の緑地などを守ることに繋がっている場所、そういった区域を



弱いのですが自然保護地域の一部としてカウント出来るのではという考え方ですね。

日本政府は今、それにどこを組み込もうかという議論始めていますが、例えば都市計画区域内の風致地区、景観法で定める景観計画区域等がカウントされる可能性もあって、その辺の自然保護地域と景観を守るといふことの融合はこれから考えていかなきゃいけない一つのポイントになるかなと思います。

もう一つが、カーボンニュートラル 2050 年ということで、この連携の中でメニューにも入ってますけど、北海道の環境基本計画、今回新しく第 4 次改定をしました。環境審議会で部会長やって改定案を作ったのですが、それと同時に、この 3 月に地球温暖化対策推進計画というのも新たに改定されることになっています。

国の方でもかなり強くそれ打ち出してるので、こちらは逆に、洋上風力発電など再生可能エネルギーに対する要求がかなり高まるはずで、そういう施設の景観への影響というのでもかなり大きく出てくるかなと思います。

今回、宿題いただいたので、私はその辺を考えております。

以上です。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。

前半のことについては、私、弟子屈町の取り組みの中で、どんどん過疎化の影響で都市計画区域の中にも空き家や廃屋はすごく多くなっていますが、施策としてそういう効果を持つものが景観側から、廃屋の撤去を出来るようになるというのはすごく面白く良いと思います。

景観計画は、今までそんなに執行力を持っていないように捉えられていた時代があるのですが、それが非常に、都市計画よりも課題を解決するための法律になり得るといふ、そんな方向になっているのは非常に面白いと思って、取り組みに非常に注目しているところでした。

そういう意味も込めて、都市計画区域の一部を自然保護区域にするというの、ダブルレイヤーとして考える全く違ったものが合わさってくることで出来る新しい可能性、そういうのもすごく面白いと思います。

○岸本委員 よろしいですか。

○小篠会長 どうぞ、岸本委員。

○岸本委員 今の件は私も非常に興味深く伺っておりまして、ちょっと質問させていただきたいんですがよろしいでしょうか。

自然保護法が改正されて、地域の住民の方やその近辺で温泉施設など様々な経済的な施設を事業として営まれている方々などで構成された協議会で協議した結果、未利用のまま放置されて、その結果として自然景観にとってマイナスになっているような施設があると

いった場合に、協議会の方でこれをどうにかしようという形で適正な手続きを踏んだ上で、そういう景観を阻害するような、放置されている施設を撤去して、景観破壊状態を改善するということが出来ようになった、或いはそういうふうに法改正をなされたと理解してよろしいでしょうか。

○愛甲副委員長 協議会が撤去できるわけではないんですが、その撤去をするための計画を、集団施設地区をどういう景観にして、どこに何を配置するかという公園事業の計画です。公園計画を作って公園事業を執行するわけですが、例えばホテルを建てた、温泉を作ったというような執行者が、途中で事業継承されて、持ち主や執行者が変わった時に、その変わった人に対して、事業を辞めた時には、原状回復といって自然公園の中では辞めたところは更地にしたりして、自然回復して返さなきゃいけないんですけど、それを事業継承した相手にまで求めることが、現行の法律では出来なかったのですが、事業継承がされた場合にもその責任を負うことが出来る、というふうに改正されるというのがまず一点あります。

そういったことを、地域の中で話し合っただけでマスタープランを作ってもらおうと、マスタープランを作ってもらって、それを元に、公園事業をこうしましょう、ここに何を作りましょうというような計画を地域で話し合っただけ。

今まではそれを地域で話し合い、国の審議会にあげて、審議会で議論してと時間がかかっていたのですが、直接環境大臣に協議会から新たな公園事業の認可について提案が出来るようになりました。

このような改正が行われることによってスピードアップして出来るようにボトムアップの提案を直接大臣に提出出来るような体制になっております。

○岸本委員 ありがとうございます。

将来、今から、自然公園の中で、協議会の手続きを経て公園計画というものを策定して、今後、例えば廃業した時にそのまま建物を放置して、景観を破壊していくような状態がいつの間にか出来上がることを食い止めて、その土地を購入した者に対して、この計画に適合するような形で撤去や立て替えしなさいと責任を持ってもらうことが出来る。

それから廃業する時にちゃんと原状回復をしなさいという形で、今後このような廃屋による自然景観に対するマイナス効果というのが出ないようなシステムが出来上がったということであって、現在廃屋になってるものを強制的に撤去する、或いは言うなればその持ち主との間で管理委託などを、協議会が引き受けて、その費用をどうするかそういう話ではないということですね。

○愛甲副委員長 それは違います。

○岸本委員 わかりました。ありがとうございます。

○小篠会長 私もそういう意味では、ちょっと拡大解釈してたかもしれない。

○岸本委員 空き家特措法の管理委託契約という形で、オーナーの方が、かなりご高齢になって管理が出来ない時に、協議会などで管理委託契約を結んで、そこを有効活用していくという仕組みが自然公園の場合も出来てきたのかなと思ったんですけどよくわかりました。愛甲副会長ありがとうございました。

○愛甲副会長 それは多分次の課題になるのでしょうかね。

○岸本委員 ただ将来的なことを考えるならば、これから廃業だとか、その持ち主が利用しないことによるマイナスを、どうやって景観保護の観点から、その持ち主に対してきちんと責任を負わせるか、先ほどの話にも出てきましたが、その土地が売買されていく、或いは相続されていくという段階で、いつの間にか当初持ち主との関係で合意されていた義務があやふやになっていくということを、食い止めると、明確に言うならばその土地が転売されていっても、規制は承継されていくということが必要だと思います。

愛甲副会長のおっしゃっていた自然公園法の法改正が、今起きてる問題が将来に続かないようにする取り組みだというふうには非常に興味深く、勉強になります。

ありがとうございました。

○小篠会長 はい、ありがとうございました。これに関連していかがでしょうか。

○岸本委員 すいません。一つ、関連するのですが、質問させてもらってよろしいでしょうか。

○小篠会長 はい、どうぞ。

○岸本委員 これは事務局の方にもお伺いしたいんですけども、景観保全を目的とするというなれば土地利用のあり方、これが我々の共通する大きな存在目的だと思うのですが、愛甲副会長がおっしゃった案件や空き家問題など、今のケースは土地が適正に管理されていないことによる景観破壊の問題、未利用によるマイナスだと思うのです。

それに対して、松田委員が外資の問題を御指摘になられていたのは、利用することによって生じる景観破壊をどうするかという問題なわけですね。構造が大きく二つに分かれると思うんです。

この、土地が利用される、つまり開発されることによって生じる景観侵害については、市町村や北海道が積極的に景観行政団体として、景観保全のために景観計画を作って、或いは市町村は条例を作って、この土地利用という開発を行おうとしているものとの間で、景観保全の観点からきちんと届出をさせて、事前に開発が行われる前に協議を行ってというところがポイントになってくる。ここで景観保全の方向に方向づけていくことが重要だと思っています。

ただ問題は、おそらく松田委員も懸念されてるのは、結局届出はして、協議はしたが、

不調に終わった、或いは景観行政団体として市町村や北海道が景観保全の観点から開発のあり方について指導したが、所詮指導に終わらざるを得ない、話は聞いたが、経済活動をする上で我々にも権利があるというふうに押し切られてしまうと、結局のところ周辺住民からすれば、不満ばかりが残るような開発だけが行われたということだと思っただろうですね。

景観行政の難しさは、ここがスタートであり、ここが終わりだと思ってるんですが、どの程度の土地利用の規制をかけるかという、規制の内容や強度だと思っただろう。

今までのところはあくまで日本的といえば日本的なんですが、届出しましょう、協議しましょう、話し合いましょうという、何となくというところなんですよ。

ところが外資の場合は、その空気を読んでもくれないわけですよ。日本人は空気読むわけですが、空気を読まないのがまさに外資の特色だと思っただろう、経済的利益や法律上問題がなければいいだろうという形のスタンスでやってくる。

それに対してどのように立ち向かうか、どの程度で担保するかというのが問題になってくると思うのですが、少しお伺いしたい。

市区町村の中には、例えば条例で、計画を作って、しかも条例で届出の義務を課し、協議義務を課した上で、その協議の内容について、合意をして契約文書にして法的に拘束してしまうというような自治体の取り組みだとか、或いは協議を行わず、届出をせず、話し合いをしている途中で一方的に打ち切って工事に着工するというような場合に、中止命令を出すことが出来る、そういう踏み込んだ強度な規制をやるようとしているような条例を制定している自治体というものがどの程度存在するかをお伺いしたい。

それと、北海道にとって見るならば、大体こういう自然景観が問題となる区域は市街化調整区域であることが多いんじゃないかと思っただろう。

そうすると開発する時には開発の許可が必要になってくると思うんですが、これは北海道の権限だと思っただろうけども、どの程度でこの景観保全の観点から、好ましくないといった時に、市街化区域だとなかなか難しいかもしれませんが、市街化調整区域の場合、開発の許可制という裁量権を道知事は持っているわけですから、どの程度踏み込んだ形で開発の許可を運用なさってるのかなど。

ここの意気込みというのは、非常に重要なところだと思うのですが、そのあたり、お答え出来る範囲で御教授いただければありがたいのですが、おそらく松田委員も、どの程度の規制を、実効性のある規制を景観保全のためにかける法システムをつくれるか、そこがポイントだとおっしゃりたいと思ったので御教授願います。

ただ、どの程度強度のある規制を、条例で作っていいかという問題が、また難しい問題が実はあるもので、あんまりやり過ぎると条例の方が違法であると言われる可能性があるもので、この辺りのバランスをどう取るかが難しいと思います。

先ほど景観行政団体に移行する市町村が増えてきたという非常に喜ばしい御報告があったわけですが、勝負はこれからで、どのような計画を立て、どのような条例を作るか、どの程度の条例だったら作っていいかを、北海道としては指し示さなければいけない。

条例を作った方がいいが、話し合いましょうというだけで終わった条例なら、外資には中々対抗出来ないのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお伺いをした次第です。以上です。

○小篠会長 事務局の方から御説明出来るところはしてください。

○後藤景観係長 はい。難しい話なのですが、結局、強い規制をかけるということは、土地の制約をかけることになりしますので、一方的に行政が位置づけることは難しく、それには、地域の合意形成がいかに図られているのか重要です。

北海道では3市町村、景観地区を指定しています。それは、市町村で決定することが出来る都市計画決定なのですが、ニセコ町、倶知安町、富良野市の3市町が景観地区を指定しており、土地に制限をかけています。

実際、土地の制限をかけるにあたって、景観地区では形態意匠などの制限をかけるのですが、結局、地域の方々が、土地の制限があるが故に土地が売れなくなってしまうというような不安が生じ、そうなるとう度は、そのような土地にされても困るというような土地の所有者の意見も出てきます。景観をどうやって活用していくか、自分の土地をどうしていくかなど、双方の利害が一致しないと中々出来ないというのが現状です。

また、先ほどお話があったことについてですが、景観協定といって、開発等を行う際、事前に自治体との協定を結び、どうやって景観を保全していくための取組を行うことも可能です。その土地一帯の方向性を示して、その方向性に同意した方が建物を建てたりなど、景観を保全しながらまちづくりをしていくことが出来るというような取組方法もあります。

どちらにしても、途中から始めようとした際は、地域住民が同じ方向を向き、同意を得られるかといえば、中々難しいので、その地域に住む方々の合意形成を図りながら、行政と地域との話し合いといくことが大切となっていきます。

そこで基準というのは、北海道から一方的な形をとることは難しいので、市町村の行政単位で、地域の特性にあったきめ細やかな取組をおこなっていくのが大切になってきます。

そこで、道の取組では、先ほどお話しした羊蹄山麓広域景観形成推進地域のような、広域で取り組む進め方、複数の市町村による一体的な方向性を持たせてあげる取組を行っています。

以上です。

○小篠会長 はい。ありがとうございます。岸本委員よろしいですか。

○岸本委員 ありがとうございます。私が申し上げたのは各市町村に対して、北海道が景観を守るためにこうなさいということをするべきだと言ってるのではなく、市町村が独自に景観を保全するために、土地の利用規制などを行っていく景観行政団体になっていて、その時、計画を作って条例を作っていくわけじゃないですか。

その時、こういう形で条例を作って、こういうふうに応用して、その地域の特性というものを考慮しながら、地域住民のコンセンサスを取っていきながら、景観行政団体として活躍してくださいというような雛形と言いますか、そういったものを提示されていくというのが一つ重要じゃないでしょうかということなんです。それが道の指導的役割なんていう言い方もあまり好きじゃないんですけども、調整の役割なんじゃないかなと思って申し上げた次第でございました。

ただ問題は、あくまでも、土地利用規制によって守られる自然環境や景観という一般的な公益というものと、それから土地の利用者、開発をしようと思ってる者にとって見れば、自分たちの経済活動や、財産権行使の制約などが生じるというところ、この調整をどう図るかが難しい問題だと思います。

ただ、その際に協議した内容や指導した内容を一方的に押し付けるのは確かに出来ないと思うのですが、どの程度で折り合いをつけながら、或いは北海道・景観行政団体としての市町村が、この景観保全っていうところのために、公益の名のもとに踏み込んで、どの程度だったらいけるか、ここが条例の作り方やその運用の仕方によると思うのですが、ただ単に協議しましょう、住民の皆さんの理解が得られるようにしましょうというだけでは、今後大規模な外資系の企業による土地の購入及び開発となった時に、景観の観点から、踏み込んでいくのは難しくなってくるところもあると思う。

実はここが今、北海道が一番直面している問題なのかなと思う。これについては、北海道だけの問題ではなく、そもそも国の法律を変えてもらわなければ、道としても動きが取れるのはここまでということもあろうかと思うんですね。

今、どちらかというと、道内の市町村との連携、或いは道内市町村の景観行政団体の移行への誘導というところに道の役割としての視点が行っていて、それは極めて重要だと思います。

同時に北海道は国との関係でも、こういった景観保全のための土地利用規制の規制のあり方や規制内容の見直しについて、場合によると、協議・指導を $+\alpha$ で、悪質な業者に関しては、開発許可をおろせないだとか、或いは建設工事の中止命令が出せるということ、法改正で認めてもらわない限り中々難しいと思うので、今度は国との間で、道としては積極的に景観保全のための法システムのあり方として情報発信をしていく必要はないだ

ろうかと思っています。市町村で出来ること、道じゃ無ければ出来ないこと、国じゃなきゃ出来ないこと、それら3つが連携しないといけない。

北海道というのは、全国の中でもそういった悩みを一番最初に受けるところであり、逆に言うと、今の法制度の問題点を真っ先に知りうる立場にあるわけですから、各市町の悩みを吸い上げて、道として、国の方に働きかけを行っていく。

では、どういう働きかけを行うべきかというところが、この審議会等で皆さま方のお知恵で、実現するかはともかくとして、北海道から発信していくというのは、あつてしかるべきではないかというのが私の考えてきた意見でございまして、結論こうするべきだとかってというような答えを持ってきてるわけではないんですが、今後の考え方の論点はこういうことではないかなと思っています。

以上です。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございます。

今の岸本委員のお話聞いて、やはり景観行政に関しての情報の集約をして、条例の作り方や実行の仕方の事例・プロセスがあれば、それを知っておくことが非常に大事と思うんですよね。それが先ほどから私が申し上げている勉強会の意味でもあるかなと思いますので、来年度、出来る限り機会を作っていけばいいかなと、一つの活動方針として思います。はい、ありがとうございます。

はい、松田委員どうぞ。

○松田委員 何度もすみません。

そういう意味では、平成始まってから、ニセコ町は、結構景観に関しては何度も町民と話し合いを重ねました。おそらく、北海道の中でも、厳しい条例になっていると思います。

倶知安町が外資に荒らされる状況を見て、また厳しい条例を作ったりもしてますし、住民との話し合いを必ずしなければ開発出来ないということもありますし、水道の時には、パイプの穴をどれぐらいの経緯にするかなど、細かいことまで一応書いてあります。

それで、まだまだ不足はあるんですけども、まだ景観に関してあまり情報がないところに関しては、ニセコ町の今までの取り組みは、ある程度は筋道が通ってるかと思うので、学んでいただければと思います。

以上です。

○小篠会長 ありがとうございます。

ほかにこの件についてよろしいでしょうか。ちょっと話題が違うんですがという話でも結構なので、まだ御発言されてない方、是非この機会に、あと残り15分ぐらいで意外と時間がなくなってきておりますけれども、いかがでしょうか。

違うトピックでも結構です。秋山委員どうぞ。

○秋山委員 SDAの秋山です。よろしくお願いいたします。

森委員の方から、全体をつなげて見る視点が必要だという話もありましたが、これは、私たち道民一人一人に今後必要になってくるのではないかなと思うんです。

それは今、ライフスタイルが大きく変動する中で、色んな情報を判断して、その中で正しい情報を見極めて、自分の暮らし方に合った活用方法を、自分の意思で選択・決断しなければいけないという状況が今だと思うんです。ですので、住民一人一人に、その意識が必要。総合的かつ柔軟に見る力が一人一人に必要とされる時代になってきたのかなと思います。

そして、総合的に、かつ柔軟に見る力をどのようにして、養ったらいいいのかというところでは、一人一人の視野を広げて、今まで知らなかったことを知り、そして、自分の中の気づきを得て、理解を深めることだと思うんです。そうした中で、自分の生活と景観が、実は直結しているんだという気づきになっていくのではないかと思います。

順番があれですが、一番怖いのは住民の生活が手一杯になって、景観は自分には無関係だと、無関心に思ってしまうのが一番怖いと思います。

ただ、コロナを経験した私たちは、全てが繋がって影響し合っているということを学んだと思うんですが、それは景観に関しても同じで、気づきの機会を無駄にすることがないように、一人一人の意識を深めるためのアプローチが、庁内連携における各対策のほかに別枠として、何か一つキーワードなり、必要になってくるのかなと思います。

以上です。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。こういう啓発活動のようなものですよね。

それは、道は今までやってきたんじゃないかなと思います。

○後藤景観係長 例えば景観学習など、地域の方々と接する部分での取り組みの中であります。

今、現状といたしましては、多くの取組が停滞しており、前回のビジョンの見直しにおいて、庁内連携による「気づき」をどうやって促していこうかということで、色々と取り組み始めた状況でありました。

やはり啓発的な部分というのが、今回ビジョンの一つの柱である「気づき」をどうやって作っていこうかということで、庁内の各施策との機会を設けながら、景観は全く関与しないのではなく、色んな事業と景観は関わりがあると気づかせることが出来れば、少しずつその様な視点を作っていく機会が出来るのではないかと考えております。

一昨年取組の事例を参考資料として添付していますが、「地域がうるおう農村ツーリズム展開事業」との連携をさせていただき、その研修の中で情報提供として、北海道の農村・漁村について、パワーポイントの写真を用いて御説明しながら、こういった取組も出来る



のではないかと御説明させていただいたところ、参加されていた方から「このような取組もあるんだ」という一言ももらっていますので、そういうような地道な取組・啓発活動も可能かと考えており、そういった取組を来年度も継続していけたらと思います。

以上です。

○小篠会長 うん。ちょっと説明しなかったとこなんですけどね。

一昨年度、その取り組みが少しずつやり始められたところだったんですよ。今年度あったであろう機会を、さらに活かしていきましょうという話になっていたのですが、ちょっと一年空くんですけれども、来年度やりながら、まずは庁内連携をすることは、例えば農政のような違うセクションの人たちに対して、景観というものの重要性に気づいてもらうという、もうすでにそういうきっかけが出始めていたので、それをやっていくことで、広げていくというやり方が、もうちょっと効果を出せるのではないかと考えているところですね。はい。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

はい、岸本委員どうぞ。

○岸本委員 何度もすみません。

御指摘受けてたんですけど、コロナを経験して、生活スタイルが変化して、今は非常に経済的にも厳しい中、意識の中から言うならば、優先度がただでさえ高くない景観のことが、さらに低くなっていくということに対する懸念というのは非常に重大な御指摘だと思いました。

私、北海道の審議会としては「北海道道州制特別区域提案検討委員会」に入ってるんです。昔は、道民の皆さんから景観にかかわらず、様々な法規制の不十分さをどうにかして欲しいという形で、道州制特区制を使って、国に働きかけて、言うなればパイロット自治体みたいな形で、こういうことをやったらどうだなど、ものすごい来たんですが、この2、3年間ぐらい、道民の皆さまからの提案が1件もない状態で、審議会が開かれてない状態になってるんです。

一つ突破口として、その景観との関係で見ると、ニセコの方々含め、ノウハウを持っておられる方がいて、失礼な物言いになったらごめんなさい、こういう革新的なことをやるのは大体、都道府県レベルでなくて市区町村、とりわけ、札幌のような大都市ではなく、人口規模が比較的小規模で、意識の高い住民の皆さまがおられるところが、かなり先進的な条例などを作ったり、知恵を絞りあっているということが北海道に限らず、他の都道府県でも多々あると理解しています。

そう考えると、先ほど小篠会長も勉強会の重要性をおっしゃっていましたが、各自治体が持っている悩みや取り組み、それが例えば裁判のレベルになった時にどう評価されるかとかは

一先ず置いておいて、どういう取り組みをやろうとしてるか、どこに悩みがあるのかを吸収できる部分は吸収していく。

場合によっては、その国の法律の制度の対応に限界があるのであれば、これがうまくいくかはともかくとして、例えば、庁内連携もさることながら、審議会を連携して、そういう形で国に持って行って、そりゃはねつけられることもあると思うんですけども、とりあえず北海道の中で出来ることは、全ての組織が連携出来るところは連携してというところはあっていいんじゃないかと思うんです。そうすると「北海道道州制特別区域提案検討委員会」の事務局も助かるんじゃないかと思うんですよ。

今まで、いくつか審議会で審議してうまくいった部分はあるんですけど、国の腰が重たいので、中々思い通りに法改正がいかないというところで、道民の皆さまもせっかく提案したのに、全くゼロ回答かよと思うところもあるんじゃないかと思うんですね。

景観でやったらうまくいくという保証はないですが、せつかくなので、特区制に載せることが出来る部分はないかなど、そういったところを都市計画課の方で、ちょっと特区制の部局とすり合わせをして、具体的にどういう提案を国にしていくかについては、我々の審議会や、特区制の方の審議会と合同で話し合いを進めたりという形でやっていくのがあっていいのかなと思ったんですけど、小篠会長いかがですかね。

我々だけでは、出来ないような問題含めて、スケールを大きく、国に働きかける視点も必要だろうなと思ったものですから。

はい、以上です。

○小篠会長 そうですね。まさに今、岸本委員が言われたようなことも念頭に入れて考えてもいいかなとは思いますが。

これは事務局の方から言っていただいてもいいかもしれませんが、先ほど景観行政団体が増えてきた話がありましたが、その指導をやっている中で、市町村レベルの課題みたいなものは、ヒアリング出来ているところは出来ているはずなんですよね。そういう話は、審議会の中で資料として出てくることはあんまりないのですが、そういうところから、形状的に起きている問題点みたいなものを少し資料として出していただいて、議論していくと、今まさに言われている、根本的に法律を変えないと無理というポイントは出てくるかもしれない。

一方で、繰り返しになりますけど、上手くいってるようなところのやり方というのは、どのように乗り越えているのかという話もあって、そういうことを参照しながら、例えば、景観特区みたいなものを作って、そのコントロールを考えていくようなことを、提案していくという話も流れとしてはありそうですね。

少しそういうふうな幅広に考えていく時期に来ているのかもしれないと聞いていて思い

ました。ありがとうございます。

他の方はいかがでございましょう。全く違う話題でも全然結構ですけど。

なにか、大西委員から御意見ありますか。自分のところに関連する話題がすごく出てるんじゃないかなと思いますけど。

○大西委員 御指名ありがとうございます。鶴雅の大西でございます。

そうですね、まず、北海道における景観のあり方がコロナ禍の中で変わっていったかという最初の御質問で、私なりに思うところなのですが、観光事業者として1年、コロナ禍で色々変化を求められた中で、景観に対する思いの変化というものもありました。

私達にとって景観は、お客様にご提供出来る価値の一つ、私たちのものではないですが、大事な素材なんですけど、やはりリアルにお越しただけにならない時に、オンラインでどういったサービスを提供していけるかをずいぶんやってみました。

その中で、オンラインツアーやVRを使ったようなツアーをやったんですけど、やはり実際に環境・景観の中に体を置くような感動にはとても代替出来るものではないということが改めて感じたところです。別のエンターテイメントとして成立していると思うんですけど、代わりにはならないと思いました。

やはり景観というのは、そこに立つ空気や匂いであったり、そこに住む人の空気感に合わせて、初めて人に訴えかけるものなのだということ、観光における景観というのはそういうものなんだということを感じました。

このように、景観の認識が広がった時に、どうやってこれから、人々に景観の大事さを訴えかけていけばいいかと思うと、やはりキーワードになるのが、このコロナ禍でやはり皆さん、環境問題への意識が高まったと思うんです。人が動かないことで環境が改善されたり、また元々のSDGsへの意識が随分社会的に変わったと思っています。

ですので、村田徹哉委員の方がよくご存知かとは思いますが、例えば外資の参入にしても、基本的に外資の会社の方が、全部ではないですけど、お金があるので、建物建てるとしたら、景観に配慮した、すごい美しい建物を建てるんです。私たちはあまりお金がないというか、どうしても中の部屋とか、直接売り物になるものにお金をかけてしまうのでなかなか景観や外観に回せるお金が不足したりするんですけども、そういう側面もあったりする。

でも、例えば事例であれなんですけど、夕張のホテルの例にあるように、外資だと、地域に根ざしていないので合理性から外れた時には、すぐいなくなって、建物が取り残されたりする。

やはり建物を作る理由や作らない理由を考えるっていう、持続可能な開発を考えるということが、景観の未来を考えることに繋がると思うので、去年何で景観行政団体に移行しない

かということで資料いただいた時に、マンパワー不足であったり、他にやるべきことがあるという理由があったと思うんですが、今どの市町村も SDGs やらなきゃいけないという中で、そういう大義名分に結びつけていければ、取り組みになってくるかもしれないと思いました。

1年の所感も含めての意見でした。ありがとうございます。

○小篠会長 ありがとうございます。

いわゆる持続可能な開発ということを含めた環境問題と景観ということも非常にリンクしているわけで、その辺からの機運の高まりもあるのかもしれないというところはあるでしょうね。

そんな中で先ほどから議論していたような、どういうことをやっていけばいいんだという話も、位置付けが可能になってくるかなというふうに思っています。

予定した時間を超えてしまっているのも、面白くなってきたのですが、もし、御意見を用意していて披露出来なかったとか、今日の議論を聞いた中での考えなどがございましたら、是非事務局にメールで回答していただきたいと思います。

次回の審議会で取り上げたり、次回の審議会の話題、或いは勉強会の企画に取り込んでいきたいと考えておりますので、この件については継続させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はい、ということで、今日用意した議題はこれで全てでございます。

事務局にお返しをしたいと思います。

### 3 閉会

○伊藤課長補佐 はい、会長、本日はありがとうございました。また、委員の皆さまには、オンラインにて、御審議いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、本日の日程を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。